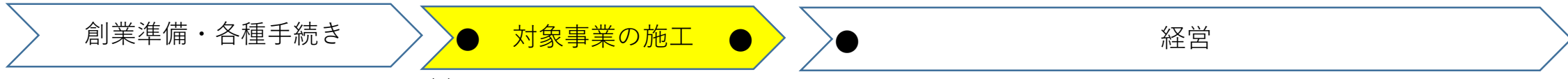




【手続きフロー】 和水町創業支援補助金

創業準備
～経営



※事前着工不可

着工

しゅん工

創業

町商工会
金融機関
との調整



認定を受けた計画に基づき、適宜支援を受けながら、創業・経営を行う

※交付申請書の提出～実績報告書の提出までは
単一年度内の手続きとなります

事務手続き



事前相談

※補助要件との照会
町の予算状況の確認
などを行います

交付申請書の提出

※各種必要書類とともに申請

交付決定

実績報告書の作成

各種必要書類の整理

実績報告書の提出

※各種必要書類とともに報告

補助金額の確定

補助金請求

補助金交付

状況報告書の提出

※申請年度の翌年度から
3年間は報告義務有

黒字は申請者側、青字は役場側の手続き等